

仕様書

1. 工事件名 沖縄バイオ産業振興センター 電力メーター修繕工事
2. 工事場所 沖縄県うるま市字州崎 5-1
沖縄バイオ産業振興センター 本館、高圧受変電室、物理処理棟
3. 工事概要 センターに設置されている電力メーターの修繕工事（更新）
4. 工事仕様 電力メーター修繕工事の仕様詳細
 - （1）本館 100V電力メーター 46 台の交換を行う（交換箇所は別添の図面を参照）
 - （2）本館 200V電力メーター 42 台の交換を行う（交換箇所は別添の図面を参照）
 - （3）高圧受変電室 100V電力メーター 1 台、200V電力メーター 1 台の交換を行う
 - （4）物理処理棟 100V電力メーター 1 台、200V電力メーター 1 台の交換を行う
 - （5）高圧受変電室、物理処理棟の電力メーターについては移設を行う
 - （6）電力メーターは、発信装置付き（Bluetooth）とする。
5. 設置仕様
 - （1）部材の搬入費、調整、動作確認は本業務に含まれる。
 - （2）作業に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分（マニフェスト等を提出）することとし、その費用は本業務に含まれる。
 - （3）修繕の日程等は、祝祭日を除く月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。ただし、管理者の指示により夜間もしくは休日に行わせる場合がある。
 - （4）本業務については、センターの電気設備に関わる高度な知識が求められる。そのため、過去に当センター電気設備に関する工事を沖縄県から受託した実績を有する企業に受託を限定する。
 - （5）施工等においては、指定管理者と密に調整を行い、施設の運用等に支障のないよう配慮すること。
 - （6）業務に影響が出るような作業（騒音等）については、その影響を最小限にとどめる対策を講ずること。
 - （7）本業務における瑕疵期間は業務完了後 1 年とし、瑕疵が発見された際は速やかに修復すること。
6. 支払い等
 - （1）本工事の契約時、契約金額の10%を保証金として県に納めること。ただし、県が定める規程により保証金の支払いが免除される場合は、この限りではない。
 - （2）本工事完了後、速やかに完了報告書、完成図書、納品書、その他県が指示するものを作成し、県と指定管理者に提出し、検査を受けること。
 - （3）県は、検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に本工事費用の支払いを行う。
7. その他
 - （1）業務完了後、速やかに完了報告書を作成し、沖縄県と管理者に提出し、検査を受けること。
 - （2）本仕様書に記載されていない事項で必要と思われるもの、あるいは疑義が生じた事項については、双方で協議すること。
8. 完了期限 令和9年3月26日（金曜日）